

# 令和6年度 就学援助制度のお知らせ

船橋市に住所を有し、経済的な理由でお困りの小中学生の保護者に対して、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の医療費を援助する制度です。

(就学援助制度は昨年度認定となっている方も毎年申請が必要です)

## 1 該当となる病名

トラコーマ・結膜炎・白せん・かいせん・のうかしん・中耳炎・慢性副鼻くう炎・アデノイド・う歯(むし歯)・寄生虫病

## 2 援助の対象者

- ①生活保護を受けている方
- ②児童扶養手当(船橋市におけるひとり親家庭の手当)を支給されている方
- ③その他(上記に該当しないが経済的に困窮している等)の方(下記表参照。)

【参考】『③その他の方』で認定となる収入金額の目安《「収入」は控除前の金額になります。》

世帯の人数	世帯構成(例) ※同居している方全員(審査対象は下記参照)を、同一世帯として審査します。	認定となる年間総収入の目安 (原則として全員の合算)
2人	母(35歳)子(8歳)	約326万円以下
3人	父(36歳)母(34歳)子(10歳)	約405万円以下
4人	父(38歳)母(36歳)子(8歳、4歳)	約441万円以下
	父(42歳)母(37歳)子(13歳、9歳)	約473万円以下
5人	父(38歳)母(33歳)子(7歳、7歳、2歳)	約479万円以下
	父(44歳)母(40歳)子(13歳、10歳、5歳)	約501万円以下
6人	父(39歳)母(38歳)子(13歳、9歳、5歳、1歳)	約537万円以下
	父(45歳)母(39歳)子(13歳、9歳)祖父(72歳)祖母(69歳)	約568万円以下

◇世帯の年齢構成等により認定となる収入金額が異なります。上記はあくまでも目安の収入金額であり、目安以下であっても認定できない場合や、目安以上であっても認定できる場合がありますので、まずはご申請ください。

### <「③その他の方」の審査対象となる世帯員の範囲について>

- ◇ 原則として、世帯の同別に関わらず、児童生徒と同居している父母、祖父母、児童生徒の兄弟全員の収入により審査いたします。また、単身赴任等による別居者や住民登録せずに同居している方も審査対象となります。  
※学生相当年齢のアルバイト相当の収入は含みません。
- ◇ 同住所地に住民登録されている方は、実際に居住されていない場合でも審査対象となります。
- ◇ 住民票上の世帯を別としている場合であっても、同住所地に居住の方は審査対象となります。  
ただし、客観的に生計が別である(二世帯住宅等※)と市が判断できる場合には、別居として審査いたしますので学務課までお問い合わせください。  
※「二世帯分の公共料金の検針票」等が必要です。



### ★ 家計急変等の特別な事情がある方 ★

解雇や疾病等による失業等により収入が著しく減少し、令和5年中の収入によらず令和6年の収入状況等による審査を希望される方は、学務課までお問合せください。ご事情をお伺いの上、令和6年の収入状況での審査が適切と判断できる場合のみ、個々の状況に応じた提出書類(傷病手当金支給決定通知書等)についてご説明いたします。

### 3 申請書類

以下に記載する書類を揃え、在籍している学校へご提出ください。

#### 【申請者全員】

(1) 就学援助申請書 (記載例を参考にご記入ください。)

※ 申請書は学校、学務課で配布しています。



#### 【該当者のみ】

(2) 令和6年度市県民税課税(非課税)証明書(令和5年中の収入)

《(2)の書類は、以下の1または2にあてはまる方のみ必要》

1. 令和6年1月2日以降に船橋市へ転入された方
2. 船橋市に住民登録がない方(単身赴任等)

注) 総収入・給与収入・合計所得・各種所得・扶養人数・各種控除金額等が記載されているものが必要になります。その他の書類で代用はできません。

令和6年1月1日時点で住民登録のある市区町村にて取得してください。

※市区町村により多少異なりますが、概ね6月上旬頃から取得できますので、取得手続き等は、該当する市区町村にご確認ください。また、自治体により名称が異なる場合がありますのでご注意ください。

未提出の場合は審査ができませんので、必ず期限までにご提出ください



#### 重要 必ずご確認ください

審査は令和6年度課税台帳(令和5年中の収入)により行います。

収入申告が済んでいない方が同居家族(審査対象)内にいる場合は審査ができません。

また、収入がない場合(被扶養者を除く)も収入がない旨の申告が必要となりますので、申告が済んでいない場合は、市役所2階市民税課で申告してください。(企業等にお勤めの方は、通常は企業等より申告されておりますので、原則ご自身での申告は不要です)

◇ 申告についてのお問い合わせ [市民税課047-436-2214](tel:047-436-2214)

### 4 申請書類提出先・期限 ※毎年度申請が必要になります

●申請書類提出先: 「在籍している学校」

●当初提出期限(申請書等): **令和6年5月8日(水)**

●【該当者のみ】申請書類(2)提出期限: **令和6年6月20日(木)※**



※申請書類(2)『令和6年度市県民税課税(非課税)証明書』の提出が必要な方は、当初提出期限の5月8日(水)までに申請書等をご提出いただき、6月20日(木)までに申請書類(2)『令和6年度市県民税課税(非課税)証明書』を追加で「在籍している学校」へご提出ください。

- ◇ 当初提出期限までにご申請いただき認定された方は、原則4月から適用となります。(5月以降に転入された方を除く。)
- ◇ 当初提出期限までにご申請いただいた方の審査結果の通知は、7月上旬頃を予定しています。
- ◇ 申請は年度内、随時可能です(年度の最終受付日は2月28日です)。但し、当初提出期限以降に申請し認定となった場合は申請日(在籍校への提出日)が属する月からの適用となりますのでご注意ください。

#### 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の免除について

船橋市では、就学援助制度を申請し、認定を受けたご家庭の保護者負担金を「免除」としてしています。

※就学援助の認定を受けていれば申請は不要です。

※5月1日時点で認定を受けていることが免除の条件です。